

平成30年10月15日

特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会

第25回特許制度小委員会議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 委員長挨拶	1
3. 委員紹介	2
4. 総務部長挨拶	4
5. 議事の運営等について	4
6. 議 題	
①知財紛争処理システムの現状について	5
②知財紛争処理システムの見直しの検討課題に対する提案募集について	33
7. そ の 他	33
8. 閉 会	34

開 会

○川上制度審議室長 それでは、委員の皆様そろわれたようでございますので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第25回特許制度小委員会を開催させていただきます。

本日は御多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます特許庁制度審議室の川上と申します。よろしくお願ひいたします。

議事に入るに際しまして、委員の皆様にお願ひがございます。御発言をいただく際でございますけれども、声に反応してマイクが作動するようになっておりますので、御指名されましたらできるだけマイクに口元を近づけて御発言いただくようによろしくお願ひいたします。

本小委員会の委員長につきましては、事前に委員の皆様の互選によりまして東京大学教授の玉井克哉委員を御指名いただいております。玉井委員御本人にも内諾をいただいておりますので、本小委員会の委員長は玉井委員にお願ひいたしたく存じます。よろしくお願ひいたします。

委員長挨拶

○川上制度審議室長 では、早速でございますけれども、玉井委員長から御挨拶をお願ひしたいと思います。

○玉井委員長 恐縮でございます。玉井でございます。

この委員長をお引き受けするに当たりまして一言申し上げます。私、全く適任ではございませんけれども、御指名ということでこのような立場に座らせていただいて司会をさせていただくことになりました。この委員会の任務といたしましては産業財産、特に特許権に関わる様々な法制度、特に今年度は紛争解決についての法制度について必要な見直しをいたしまして、我が国の知財立国がますます先に進むようにしていければと考えております。

何分いろいろと知らないことが多いものですから、委員の先生方の御意見と御経験、御見識に期待するところ大でございます。どうぞいろいろお教えいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○川上制度審議室長 ありがとうございます。

これから先の議事進行につきましては、玉井委員長にお願いしたいと思います。

委 員 紹 介

○玉井委員長 それでは、今回新たに御就任された委員の方が数多くいらっしゃいますので、まず事務局から委員の方々の御紹介をお願いいたします。

○川上制度審議室長 それでは、最初に本日御出席の委員の方々を五十音順で御紹介させていただきたいと思います。その際、皆様方から一言ずつ御挨拶をいただければと思います。

まず東京理科大学大学院教授、浅見節子委員でございます。

○浅見委員 浅見節子でございます。引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構教授、飯田香緒里委員でございます。

○飯田委員 東京医科歯科大学の飯田でございます。よろしくをお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、東京地方裁判所知的財産権部総括判事、佐藤達文委員でございます。

○佐藤委員 佐藤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。昨年度の途中から委員にならせていただいております。

○川上制度審議室長 続きまして、創英国際特許法律事務所弁護士、設楽隆一委員でございます。

○設楽委員 設楽でございます。昨年1月まで裁判官をしておりました。よろしくをお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、プロメテ国際特許事務所代表弁理士、杉村純子委員でございます。

○杉村委員 弁理士の杉村純子でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、パナソニック IP マネジメント株式会社グローバルポートフォリオ開発部部长、高橋弘史委員でございます。

○高橋委員 パナソニックの高橋と申します。よろしくをお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、北海道大学大学院法学研究科教授、田村善之委員でござ

ざいます。

○田村委員 田村でございます。よろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、中村合同特許法律事務所弁護士・弁理士、辻居幸一委員でございます。

○辻居委員 弁護士の辻居と申します。よろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、株式会社 DRONEiPLAB 代表取締役、中畑稔委員でございます。

○中畑委員 弁理士の中畑と申します。今回、初めての参加となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 株式会社名南製作所取締役、長谷川英生委員でございます。

○長谷川委員 名南製作所の長谷川と申します。100名ほどの木工機械の会社です。よろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、株式会社カネカ知的財産部第二グループリーダー上席幹部職弁理士、藤田かおる委員でございます。

○藤田委員 カネカの藤田と申します。今回、初めてこのような委員をさせていただきまして、少し勝手が分からないながらもお役に立てればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、一橋大学大学院法学研究科教授、山本和彦委員でございます。

○山本（和）委員 一橋大学の山本でございます。民事訴訟法、民事手続法を専攻しております。よろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、株式会社東京大学 TLO 代表取締役社長兼 CEO、山本貴史委員でございます。

○山本（貴）委員 山本でございます。すみません、ちょっと結膜炎になってしまって、もうちょっと本当はいい男のつもりでしたが、（笑声）こんな感じで、よろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 続きまして、株式会社 IP Bridge 代表取締役社長、吉井重治委員でございます。

○吉井委員 5年前、産業革新機構が知財を活用するために設立しました IP Bridge の代表をしております吉井です。よろしくお願いいたします。

○川上制度審議室長 以上、本日の委員会は玉井委員長を含めまして15名の委員で開催をさせていただきたいと思います。

なお、本日は御欠席でございますけれども、東北大学大学院法学研究科教授の蘆立順美委員、それから阿部・井窪・片山法律事務所弁護士・弁理士でいらっしゃいます黒田薫委員、それから京都大学大学院法学研究科教授でいらっしゃいます山本敬三委員にも今回、御就任をいただいております。

また、この度の審議会につきましては全委員数18名のうち15名の委員の皆様の出席をいただいております、産業構造審議会運営規程第13条6項の「全委員数の過半数以上の出席」という条件を満たしておりますので、滞りなく開催が可能です。

○玉井委員長 どうもありがとうございました。

総務部長挨拶

○玉井委員長 それでは、議事に入るに先立ちまして、米村総務部長より御挨拶をいただけますでしょうか。

○米村総務部長 総務部長の米村でございます。

委員の皆様方におかれましては多忙のところ、御参集いただきまして、本当にありがとうございます。今般の特許制度小委員会では知財紛争処理システムの在り方について御議論いただきたいと思います。御存じのとおり、損害賠償や証拠収集手続などの知財紛争処理システムの在り方につきましてはこれまでも様々な場で議論が行われてまいりましたけれども、やや入口部分での対立で議論が終始してしまった感があると思います。そのため、各論点についての議論が深まってこなかったと認識をしているところであります。このため、今回の特許制度小委員会では知財紛争処理システムの在り方についての各論点についてぜひ包括的に議論を深めていただきまして、しっかりと方向性を示していただきたいと思います。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

議事の運営等について

○玉井委員長 それでは続きまして、具体的な審議に先立ち、本委員会の議事の運営など

につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 それでは、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきましては、議事次第、配布資料一覧、それから委員名簿に加えまして、資料1「知財紛争処理システムの現状」、資料2「知財紛争処理システムの見直しの検討課題に対する提案募集について」、この4種類の資料のデータにつきましてはタブレットで御覧をいただきまして、座席表とタブレットの使い方につきましては、お手元に紙で配布をすることにしてございます。

タブレットの使用方法に関しましては、お手元のタブレットの使い方を御覧いただければと思います。操作でお困りになった場合には、合図していただければ担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、本会議は原則として公開とします。

また、配布資料、議事要旨、それから議事録も原則として公開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○玉井委員長 どうもありがとうございました。

議 題

①知財紛争処理システムの現状について

○玉井委員長 それでは、議題であります「知財紛争処理システムの現状について」につきまして、資料「知財紛争処理システムの現状」をもとに事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○川上制度審議室長 それでは、お手元の資料1に基づきまして、知財紛争処理システムの現状について、簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず最初に現行制度の概要について整理してございます。お手元の資料の3ページを御覧いただければと思います。ここでは特許権侵害の特殊性ということで、3つの特徴について整理をさせていただいております。まず1つ目の特徴としては特許権の侵害というのは物理的に対象を盗む必要がなく、場所的、時間的な制約がないということで、侵害が容易であり、その一方で発見と防止は困難であるという特徴があるかと思っております。2点目といたしましては、侵害行為と損害との因果関係、それから損害額の立証が困難である

という特徴があるかと思えます。それから3点目といたしましては、特許権というのは無効になる可能性があることと、侵害の有無の判断が技術的に難しいということで、なかなか刑事罰が機能していないことが挙げられるかと思えます。こういった特許権侵害の特殊性に鑑みまして、この特許権侵害については「侵害した者勝ち」にならないような配慮が必要ではないかといった整理をさせていただいております。

それから4ページを御覧いただきますと、ここでは特許法における証拠収集手続の特例について簡単に整理をしてございます。特許法ではまず104条、ここで生産方法の推定、それから104条の2で具体的態様の明示義務というのが規定をされてございます。それから105条でございますけれども、ここで文書提出命令の規定がございまして、第1項のところで、「裁判所は侵害行為立証のため、あるいは損害計算のために必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、提出を拒むことについて正当な理由があるときはこの限りではない。」という形で文書提出命令が規定されてございます。それから105条の2項から4項におきましては、いわゆるインカメラ手続の規定がございまして、裁判所がこの1項の判断に必要と認めるときはそのものを提示させてインカメラでチェックをするという規定です。それから3項、4項におきましては裁判所が必要と認めたときは当事者や訴訟代理人、補佐人、それから専門委員に対してこの書類を開示できるといった規定がございまして、それから105条の2でございまして、これは裁判所が損害計算のため鑑定を命じたときは、当事者は鑑定人に対して必要な事項を説明しなければならないといった規定がございまして、105条の4でございまして、ここでは裁判所が当事者が保有する営業秘密について訴訟遂行の目的以外での目的で使用したり、あるいは秘密保持命令を受けた者以外の者に開示してはならないといった命令をできる規定がございまして。

それから5ページにおきまして、これまでの証拠収集手続の制度改正の経緯について簡単にまとめてございます。平成11年のときに文書提出命令の対象に従来の損害計算のために必要な書類というのに加えまして、「侵害行為について立証するため必要な書類」というのが追加されております。併せてこのときに裁判所のインカメラ手続や具体的態様の明示義務が導入されてございます。それから平成15年の改正でございまして、このときに専門委員が訴訟手続に関与できる規定、それから訴え提起前の照会や証拠収集のための処分、これが可能になる旨の規定が民事訴訟法に追加となつてございます。それから平成16年でございまして、このときには当事者、代理人、補佐人がインカメラ手続に関与できるという規定や、秘密保持命令の規定、そして営業秘密が問題になる侵害訴訟にお

いて当事者尋問等を公開停止にできるといった規定が盛り込まれております。それから直近では、平成30年の改正がございまして、これはまだ現時点では施行されておられませんけれども、インカメラの対象を書類提出の必要性判断にまで拡充をしたことと、それから専門委員がインカメラ手続に関与できるようにしたという改正を行ったところでございます。

6 ページのところでございますけれども、ここでは特許法における損害賠償算定の特例について簡単に整理をしております。特許法ではまず102条の1項、2項、3項、3つの特例がございまして、1項におきましては、逸失利益の算定方法の特例でございまして、侵害行為と権利者の販売数量の減少との因果関係の立証というのが非常に困難な場合が多く、その立証負担を軽減するために侵害者の譲渡数量を権利者が販売し得たということで、その数量に権利者の製品の単位数量当たりの利益額を乗じた額を損害額とすることができるという規定になっております。この規定では、ただし権利者が販売することができないとする事情があるときには、その分について覆滅できるといった構成になってございます。それから102条の2項は侵害者がその侵害行為により受けた利益の額、これを損害額と推定するといった規定がございまして、3項につきましては、侵害された特許発明の実施料相当額を損害額として請求できる。こういった大きく3つの算定方法の特例がございまして、103条は過失の推定、105条の3は、102条の算定方式を使っても立証が困難な場合につきましては、裁判所は相当な損害額を認定できるという規定がございまして、

7 ページを御覧いただきますと、損害賠償算定方法の改正の経緯について簡単に整理をさせていただきます。まず昭和34年のときに現行の102条の2項です。それから102条3項、それから103条、この規定が昭和34年に盛り込まれております。それから平成10年の改正のときに現行の102条の1項の逸失利益の算定方法の規定が盛り込まれてございまして、それから現行の102条3項の規定、実施料相当額による損害額の算定につきまして、従来は特許発明の実施に対し通常受けるべき金銭の額という規定になっておったのですけれども、その「通常」というのをこのときに削除いたしまして、訴訟当事者間において生じる諸般の事情を考慮できるようにしたという改正を行っております。それから平成11年のときに相当な損害額の認定規定ということで105条の3が新設をされております。

以上が現行制度の概要でございまして、続きまして、諸外国の状況ということで整理をしております。

まず9 ページを御覧いただければと思います。ここで諸外国の証拠収集手続について比較してございます。諸外国においては強制力のある証拠収集手続というのが導入されてお

るわけですが、大きく2つのパターンがあるかと思えます。1つはアメリカのディスカバリー、それからイギリスのディスクロージャーです。こういった当事者間で証拠を開示し合うような手続が設けられてございます。もう一つといたしましてはイギリスの搜索命令、それからドイツの査察、フランスのセジーのように裁判所が任命した者が現地へ赴いて証拠収集を行うといった2つの類型が諸外国で導入されているということでございます。他方で日本について見てみますと、下のほうに文書提出命令がございまして、これに従わない場合には真実擬制といった手続になってございます。それから秘密情報の扱いでございまして、諸外国におきましては代理人のみが秘密情報に接するという手続が導入されておるわけですが、日本の場合、こういった秘密情報について代理人に開示して秘密保持命令をかけるという方法がございまして、しかし、当事者から閲覧請求があった場合にこれを制限するという明確な制度はないと承知をしております。

続きまして、10ページを御覧いただければと思えます。ここでは諸外国の損害賠償制度の比較ということで、日本とアメリカ、それからドイツの制度を比較してございまして、それぞれ逸失利益、それから侵害者利益、実施料相当額、いずれかの方法によって算出するというものではございまして、その制度の在り方、運用においては細かな違いが存在しているということでございまして、例えば逸失利益ですね。それから侵害者利益につきましても、その適用要件について各国で差が見られるということと、実施料相当額の算定につきましても、各国によりその考え方に若干の違いがあるということと、それから、逸失利益と実施料相当額の併用につきましても、これも各国で考え方に差があると承知をしております。それぞれの利用状況について見ると、日本はこのうち侵害者利益による算定が最も多く使われています。アメリカは実施料相当額による算定が多く、ドイツは侵害者利益による算定が多いということで、それぞれの国においてその使われ方、運用について差があるということ整理させていただいております。

それから、11ページを御覧いただきたいと思えます。ここでは諸外国の懲罰的賠償制度について簡単に状況を整理してございまして、まずアメリカにおきましては、特許法284条にて裁判所は評決決定された額の3倍まで損害賠償を増額でき、判例上、故意侵害のみが増額賠償という運用になってございまして、最近の最高裁判決におきましては、この適用に当たっての基準がより柔軟な形になって、裁判所における裁量の幅が広がったと承知しております。他方で東アジアの国々におきましても、この3倍賠償の導入が進んでいるところでございまして、例えば台湾ですね。これは2001年に一旦導入されて2011年に一度廃止を

されたわけでございますけれども、また2013年に復活している状況でございます。それから韓国においては下請法など限定的な分野で既に3倍賠償が導入されているわけですが、それを悪意のある特許・営業秘密侵害行為に対して広げようということで、特許法改正案が提出されていると承知しております。それから中国においては商標法におきまして3倍賠償が導入されているわけでございますけれども、これも故意侵害に対して3倍賠償を特許法全体に広げていこうということで今、専利法の改正案が公表されている状況でございます。他方、日本につきましては最高裁判決等ございまして、今、未導入な状況ということと、それからドイツ、フランスにおいても導入されていないと承知しています。

12ページを御覧いただければと思います。ここでは中国における知財訴訟関連の動向を整理してございますけれども、今、中国は知財保護強化の方針のもとで損害賠償額の増額に向けた取組を行っているということです。まず1つ目といたしましては、法定賠償額の上限を引き上げることです。中国は額の算定が困難な場合に裁判所が法定された一定の額の範囲内で額を認定するという法定賠償額の制度がございまして、これが非常に使われてございますけれども、その上限を100万元から500万元に引き上げるという専利法改正案が出されております。それから先ほど触れましたように懲罰的賠償につきましても、現在、導入に向けた専利法改正案が出されております。その他に裁判所の強化ということで、知財を専門に扱う知財法院や知財法廷の設置が進んでいると承知してございます。

13ページを御覧いただきますと、ここで欧州における知財訴訟関連の動向について整理してございます。欧州では2004年に欧州指令の中で査察制度が規定されておきまして、各国で査察制度の導入が進んでいるというのがまず1点でございます。それから近年の動向といたしましては、欧州統一特許裁判所におきまして、訴訟方式としていわゆるドイツの二段階訴訟方式が選択可能になる仕組みが採用されると承知しております。その二段階訴訟についてはそこに図で示してございますけれども、特許権侵害訴訟でまず損害賠償責任の存在を確認します。この中では具体的な賠償額は示されずに、当事者間の交渉にまずは委ね、それが決裂した場合に改めて損害額支払訴訟が提起されて、損害賠償の支払がその中で示される仕組みになっていると承知しております。ほとんどのケースにおいてはこの当事者間交渉で和解の形で決着し、ごく一部だけが損害額支払訴訟にいきます。その背景としては、この特許権侵害訴訟の中で権利者が勝訴するということになりますと、侵害者に対する損害額計算のための情報提供命令が発せられて、権利者はこの命令を強制執行できるので、これが背景となって和解が進んでいるのではないかとということでございます。

続きまして、ユーザーの声ということで過去のアンケート調査を簡単に御紹介をさせていただきたいと思います。

まず15ページを御覧をいただければと思います。ここでは代理人の方に訴訟検討段階における証拠収集に関する経験について尋ねたものでございますけれども、この中では9割の代理人の方は、証拠収集の困難性に関する経験ありと回答しております。では具体的な証拠収集手続の経験についてということで、下のほうにグラフがございますけれども、この中で当然依頼人、それから代理人の調査で証拠を収集、あるいは訴訟指揮の中で任意で証拠が開示されたといった声もございしますが、その一方で下のほうに赤で囲ってあるところがございますけれども、証拠を収集できなかったといった声も多く聞かれているという結果でございます。

16ページを御覧いただければと思います。ここでは弁護士の方々に訴訟検討段階における証拠収集のどの点に困難性を感じたかといった質問をしております。やはり一番多い回答は、証拠が被疑侵害者側に偏っているという回答でございまして、具体的に侵害が疑われる行為、特に製造方法に関しまして被疑侵害者側の工場等で行われていたということで困難性を感じたという声が多く見られます。それ以外に侵害が疑われる製品が入手できなかった、あるいは損害の計算を証明する証拠が入手できなかったという回答も多く見られるということでございます。

17ページを御覧いただければと思います。ここでは、文書提出命令に関する代理人としての経験ということで弁護士の方々に聞いたアンケートでございます。申立てを行って、文書提出命令が出されたという回答は割合が非常に小さい一方で、申し立てたけれども、命令は出されなかった、あるいは検討はしたけれども、命令は申し立てなかったというような経験がかなり多く見られるということでございます。もちろん訴訟指揮によって文書が任意に提出されたという回答も数多くございますけれども、他方で、検討はしたけれども、実効性に疑問があって命令は申し立てなかったとか、あるいはその命令を出す必要がないということで裁判官が判断をしたという回答も見られるということでございます。

18ページを御覧いただければと思います。ここは営業秘密につきまして、開示者側としてどの範囲まで開示してよいかという質問をしております。この中で、もちろん裁判官になら開示してもよいという声が多く見られるわけですが、それに次ぐ形で、秘密保持命令を受けた相手方代理人、あるいは秘密保持契約のある代理人なら開示してもよいという声もかなり多く見られるということで、当事者への開示に比べますと代理人への開

示は抵抗感が少ないといった結果になっております。

19ページを御覧いただければと思います。これは損害賠償額に対する納得度を聞いたものでございますけれども、特許権者側のほうが被疑侵害者側に比べますと賠償額に対して不満を感じる声が多く見られるという結果になってございます。

以上を踏まえまして、20ページ以降、見直しに向けた論点を書かせていただいております。この論点に基づいて御議論いただければと考えております。

まず21ページを御覧いただければと思います。まず1つ目の論点として書かせていただいているのは、日本の知財紛争処理システムの現状をどのように捉えるべきかでございます。具体的には権利の十分な保護が図られる仕組みとなっているか、あるいは必要な証拠を的確に収集できる仕組みとなっているかといった視点があるかと思っております。それから2番目といたしまして、仮に証拠収集手続を強化する場合にどのような仕組みが考えられるかについて、例として書かせていただいているのがドイツ、フランスのような査察制度、それからアメリカのようなディスカバリー制度で、こういった方向性は考えられるか、それから訴えの提起前、提起後、それぞれについてどういった仕組みとすべきかといった切り口があるかと思っております。それから3番目でございますが、やはり被疑侵害者側の営業秘密保護の利益を極力保護するという要請がございますけれども、そういった利益を保護しながら、その立証に必要な証拠をどのように提出させるべきかという切り口があるかと思っております。ここで一例として書いてございますのは、営業秘密の開示先を代理人に限定するような仕組みも1つ考えられるということで例として挙げさせていただいております。

22ページでございますけれども、4つ目の論点といたしまして、損害賠償額の確定をどのような手続で進めていくのが効率的かということでございます。先ほど少し御紹介させていただいたドイツのような仕組み、これをどう評価するかといった点が1つの検討の視点になるのではないかと考えております。それから5番目といたしまして、損害賠償額の算定方法についてどのような見直しが考えられるかということで、これは既存の「実損の填補」という考え方の範囲内での見直し、更にそれを超える見直し、具体的には侵害者側に利益が残らないように利益を吐き出させるような、こういった賠償の仕組みや、それから懲罰賠償を含む追加的な賠償、こういったやり方は考えられるかということで、どこまでやるべきかについて御議論いただければと思います。それから最後、その他ということで訴訟にかかる費用の負担配分はどうすべきかという切り口があるかと思っております。これも訴訟に費用がかかることがやはり中小ベンチャーにとっては非常に重荷になっていると

ということで、この辺の負担の在り方というのを御議論いただければと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これから大体14時45分ぐらいまでをめどにいたしまして、この議題「知財紛争処理システムの現状について」に関して質疑応答をお願いしたいと思います。今の事務局からの説明につきまして、御質問あるいは御意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ、高橋委員。

○高橋委員 高橋と申します。よろしく申し上げます。今回の知財紛争処理システムに関する議論及びこれに続く法改正が今後の日本の産業の発展の後押しになるよう、そこを中心に据え、微力ながら議論に臨んでいきたいと考えております。よろしく申し上げます。

この知財紛争処理システムについて、これまでも何度も議論になり、私もそれを承知しています。また今回、このテーマを議題に挙げられたことに対して、私も先ほど米村総務部長がおっしゃられたのと同じような認識を持っております。これまで入口で止まっていた議論を中に踏み込んで議論することは必要だと感じています。特に国際的視座に立って日本を見たときの危機感が背景にあると感じております。なぜ改めて知財紛争処理システムに取り組むのか、その課題について私なりに整理したいと思います。例えば12ページを開けると中国の動向について触れられており、同じ知財紛争処理システムについて中国でも施策を打っています。そういった環境の中で、日本がこれを静観するだけでよいのかという点も必ずしもそうではないと思います。たった2年前に議論したとはいえ、例えば5年待って、10年待って改めて議論するという点ではなくて、必要に応じて議論すべきことではないかと思っております。そういう意味で私も議論すべきという考えも持っております。

次に、国内を見たとき、「ユーザーの声（アンケート）」という資料が14ページ以降にありますけれども、私としては課題はここではないかと思っています。現行制度に対して不満があるかどうかということで、不満の声があるということであればやはりこれは点検する必要があるのだろうと考えています。そういった意味では今回検討する必要がある、課題がある、と考えています。

総じて見ていくと、全体的に見ると、制度に対する納得感といいますか、不満の所在がどこなのかということが課題であり、それに対応するためにどう進めたらよいのかという、多分そのようなことになるのではないかと思います。特に日本の権利者が日本の制度を利用したときに何か不満が残るということは、恐らく外国籍の権利者が日本の制度を使

うにあたって、やはりそれ以上に不満が残るということは考えられると思います。そのため、そういった国際的な視座に立つというのは1つ大事な点であると思っています。

証拠収集手続について見ると、確かに証拠というのは被疑侵害者のほうに偏在していて、権利者の負担が重い。それに対して文書提出命令が設けられています。17ページに着目してこのアンケートをどう見るかですけれども、例えば上から3段目や7段目に「訴訟指揮により文書が任意で提出された」というのを見て、背後に文書提出命令があるからこそ、その手前の段階で訴訟指揮によって文書が任意に出されたのだ、だから現状でよいのだ、という考え方もあり得るかと思います。ただ一方で、間接的にはそうかもしれないのですけれども、直接的には文書提出命令の制度の効果かという点と必ずしもそうではない、ということになります。直接の効果かという視点で見た場合には総じて実効性に疑問があるなど、様々な否定的な声があるのは確かだろうと思います。直接的効果ではないということは、やはりやってみないと分からないということで、予見可能性という意味では使いにくいという面があるのだと思います。それは恐らく日本人がそうであるのであれば外国籍の権利者にとってはもっと使いにくいということにつながっていくのではないかと思います。そう考えると、文書提出命令とは別に何かそれを補完する形での制度の検討が必要であり、検討すること自体が重要ではないかと考えています。

例えば9ページを見て、各国の制度の紹介があるのですけれども、アメリカのディスカバーという制度については、日本企業の多くの人はこの制度は多分嫌がると思います。負担も大きいし費用もかかる、時間もかかるということで多分反対する声が多いと私は認識をしています。一方で、査察制度に関しては、これは2つに分けて、すなわち訴訟提起前と訴訟提起後に分けて考える必要があります。訴訟提起前となると、訴訟もしていないのに営業秘密を開示するリスクがあるような制度はそれ自体がリスクだと考える企業の方が多いように私は感じています。そうすると、訴訟提起後にある程度絞った上で検討するのが当面は妥当ではないかという印象を私は持っております。

次に損害額ですけれども、損害額のアンケートの結果を見ると19ページにあるのですけれども、ここでは額が高いか低いかが私には問題ではないと思っています。むしろ納得性の問題で、それこそが課題ではないかと思っています。特に11ページの懲罰的賠償に関して言うと、これは産業界では反対する人が多いというか、反対の声しかないぐらいのものだと思っています。特に理由としては、同じページの「※」にあるような最高裁の判例を根拠としたり、また、立法事実がそもそもあるのかという議論が典型的です。事

前の資料には裁判所が損害額を認めただけのうち40%弱が1000万以下だったという資料があったのですが、それを3倍しても3000万なので、それに一体何の意味があるのかというところもあり、やはり一倍の議論をきちんとすることが大事ではないかと思っています。

7ページにあるように平成10年、11年の改正以降、もう20年弱の時間が流れていて、その間の判例の変遷なり収束なりがあって、それをどの程度かは分かりませんが、法文化により明文化して予見可能性を高めることは、意義があると考えております。

最後になりますが、外国籍の人が見たときに日本の制度は分かりにくい、納得性がないと日本人以上に感じるということであれば、やはり出願地として日本に出すのはちょっとやめておこうということになっても非常に困ると私は思っております。世界の最先端の技術の特許公報を通じて母国語で日本の研究者や技術者がアクセスできることはすごく大事だと思っています。やはり良質なインプットがあるから良質なアウトプットを出せるということがあると思うので、日本発のイノベーションを生むためにも、特許制度の発明創出・出願権利化による価値創出、そして権利活用というサイクルが適正に機能することは非常に重要だと思っています。そういった意味においても今回取り上げられた、特に価値評価に関わる場所の証拠収集手続きや損害賠償額の算定について改めて議論するというのは非常に重要だと感じています。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

企業の現場では世の中、特に国際的な動きに非常に敏感に対応していかれることは大変なことだと思います。それを踏まえた御意見だったと思います。

他にございませんでしょうか。設楽委員、お願いします。

○設楽委員 私は今年の1月まで知財高裁にいました。その間、アメリカの特許訴訟とそれからイギリス、ドイツの特許訴訟の実務を見てまいりまして、日本の特許訴訟と比べてどうかということを考えておりました。それで今の世界の特許訴訟のプレイヤーとしてはやはりイギリス、ドイツが日本と比べて非常に重要な比較対象になると思っております。アメリカの場合は陪審制度がありますので少し置いておいて、イギリス及びドイツの特許訴訟と日本の特許訴訟と比べたときに、実は損害額はそれほど大きな差はなくて、一番大きな違いは証拠収集であるというのが私の実感です。それは2016年にちょうどパリで証拠収集をテーマとした模擬裁判がありまして、イギリス、ドイツ、フランス、日本と4か国の裁判官、弁護士が参加して模擬裁判をしたのですが、それに参加して更に

その感想が強くなったということです。日本の特許訴訟は、損害の規定も含めて、あるいはディスクロージャーの規定等も含めて迅速性、適正さにおいて遜色がないとは思いますが、ただ1つ弱いところがあって、それは証拠収集だと思います。民訴法の文書提出命令と検証の2つが利用できるのですが、現在、方法特許をどのように活用して特許権の侵害訴訟で使えるか、あるいは市場で入手できないものといえますと工場内の大きな製造装置とか、それから更に言えばコンピュータプログラム、コンピュータそのものといえますか、今はインターネットを使って、そういったコンピュータを使って様々なサービスがなされておりますので、方法特許、工場装置特許、ソフトウェア特許で権利行使をしようと思ったときに市場で製品が入手できませんので、訴えを提起するのが非常に難しい状況にあるというのが今の実情だと思います。もちろんむやみやたらに訴えを提起すればよいものではありませんので、やはりこれは怪しい、侵害が疑われるという証拠を集めていただいて訴えを提起してもらうことになると思うのですが、やはり訴えを提起した段階で、初期の段階である程度争点整理をして濫用的な訴えでないということも確認した段階で必要な証拠を収集してくるという制度が今のイギリス、あるいはドイツにはあります。それを日本でも導入できたらよいというのが実感でした。具体的にはドイツのインスペクションは訴え提起前によく利用されていますけれども、ドイツのインスペクションのようなシステムを訴え提起後に使えるような制度設計があるとよいということになります。

具体的には、日本の特許訴訟ですと弁論準備手続で争点整理がなされますけれども、その段階で被告のディスクロージャーが十分ではないと裁判官が判断したときに、それでは工場に行って製造現場を見てくださいということで専門家を派遣してインスペクションしてくる。あるいはあそこのコンピュータがどうもうちのソフトウェア特許を侵害しているみたいだけれどもどうかというのを専門家を派遣してそれを調べさせるという、そういったインスペクションシステムなのですが、これがある程度訴訟の早い段階で使えるということになりますと、日本の特許訴訟もイギリス、ドイツに比べて全く遜色のないシステムになっていくとは感じました。したがって、訴え提起後にインスペクションシステムを入れるということです。インスペクションは、今のところイギリスにもありますけれども、一番よく分かっているのはドイツのインスペクションなので、それを訴え提起後に入れるというのが立法論としては一番検討していただきたいと思っております。

もちろん秘密保護というのは非常に重要なことですので、どうやってアトニーズ・アイズ・オンリーの制度に持っていけるのかということと、それから不服申立の時期をどう

するのか、専門家が証拠を入手した後に、裁判所が判断をして、原告側に開示することを命じた段階で不服申立の道を設けるということが必要なのではないだろうか、と考えています。つまり、インスペクション命令をだすとすぐに即時抗告ができる制度にしますと、抗告中の期間内は証拠収集には行けない状態になってしまい、それでは証拠改ざんの恐れもあり、少し遅すぎると思います。少なくとも不服申立の時期についてはまずインスペクションに行って証拠を収集してきて、それはとりあえずインカメラの状態で裁判所と専門家だけが見られる状態にしておいて、その上で、専門家の報告書が裁判所に提出され、裁判所が報告書を検討した結果、侵害であると判断した場合には、営業秘密の内容も含めた報告書の内容を、原告にも見せてよいという決定をし、その命令に対し、不服申立をするという制度を検討すべきかというようなことを考えております。

あとは懲罰賠償等については、最高裁の判決もあり、余り現実的ではないと思いますけれども、実施料については契約するときと同じような実施料だと少し低すぎるのではないかという感想は持っている実務家も多いのではないかと思いますので、その辺の立法が可能なかどうか、それから先ほどドイツ的な二段階訴訟、すなわち、差止と同時に損害賠償義務の確認義務を宣言するという話が出ましたけれども、これは私もある意味では差止請求についてはなるべく早く差止めの判決をもらいたいし、しかし損害賠償をつけると時間がかかってしまうということがありますので、少なくとも損害の賠償義務があるという確認をしてもらえると、差止めと同時にですね。そういったメニューを増やすと便利だろうとは実務家として感じました。もちろんそれは民訴法上可能なかどうかとか、一応イギリス、ドイツでもやっていますので、特許訴訟の特殊性を考えると可能かとは思いますが、御議論いただければありがたいと思っております。

大体以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

他にございましたら。どんなことでも結構でございます。では辻居委員、お願いします。

○辻居委員 私も基本的には設楽委員と同じような意見を持っております。プロセスパテントの権利行使であったり、装置発明で装置の市場入手が困難であったりするものについて証拠収集手続を強化する、改善する必要性は高いと思っております。その際、常に営業秘密の保護とのバランスが検討されるのですが、良い制度を作ってもその保護とのバランスで命令が出ないという例が実務上多いと思いますので、資料1の21ページの末尾にあるようなアトニーズ・アイズ・オンリーのような制度はぜひとも実務上、導入していただ

きたいと思います。そういった制度がないと、幾ら制度を作っても、実際には命令そのものが出ないのではないかという危惧を持っております。

それから、文書提出命令については今年、改正したばかりなのですが、先ほどこの資料でも御紹介がありましたドイツの査察制度みたいなものもあれば、それは非常に有用であろうと思います。高橋委員からも御指摘のあった企業サイドからの濫用の危惧を考えると提訴後に限るというのもそれなりの理由はあるのではないかと考えております。ただ、弁護士といたしましては、提訴後に限ってもよいのですが、提訴後、どういった場合に命令が出るのか、予測可能性が高くないと実際には提訴してから命令が出るかどうか分からないのでは使えない、実際には空文化してしまうので、やはり要件の明確化といえますか、どういった場合に命令が出るのかという、その予測可能性をできるだけ高い形とした上で制度を導入していただきたいと考えております。

以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

他に御意見、あるいは御質問はございませんでしょうか。どうぞ、田村委員。

○田村委員 田村です。私からは損害賠償について少しお話をしようと思っております。

いただいた資料では資料1の3ページに「特許権侵害の特殊性」のところ、問題状況を的確にとらえられていると思います。確かに有体物と違って無体物とされる特許発明、あるいは知的財産権の場合は侵害が容易である一方、発見したり、あるいは物理的に金庫にしまっておくわけにはいきませんから侵害抑止の必要性もあるということで、防御困難、侵害抑止の必要性があるという事情もあると思います。他方、今までも何人かの方からも出てきましたが、3倍賠償等、過大な賠償額もよろしくないという側面もあると思います。それはやはり普通の有体物に関する権利と比べるとクレーム解釈とか均等論とか、権利範囲がどうしても不明確になる要素がありますし、またそもそも無効となる可能性もある、あるいは先使用だ、消尽だと様々な防御手段もあるということで、その権利範囲や侵害の成否が相対的には明確ではないという事情があります。そのため、仮に実損の3倍というかなりドラステックで過剰な賠償額を設けてしまいますと、特許権者から警告された場合に侵害の確率が例えば無効となる、あるいは権利範囲の問題で、あるいは何らかの抗弁の関係で侵害しない確率が高いと思っても、ついどうしても後の巨額な賠償を恐れて、特許権者からの相対的には低額の和解提案額についで乗ってしまうという行動が促進されますので、結果的に権利範囲が過大になる、あるいは無効な特許が残存する危険性が高まる

ことになります。したがって、ただ高くすればよいというものではないと思います。他方、やはり御指摘もありましたようにアンケートなどを見ましても、アンケートは様々な見方が可能であり、また質問の仕方によって結果も大きく左右されることは承知しておりますが、このアンケートの結果で特徴的なのは、侵害者で納得する方の割合に比べて、権利者のほうの納得する割合が相対的に低くなっており、これはやはり何らかの傾向を示しているように思われます。そうだとすると、何らかの改善は必要なのかもかもしれません。

そこで2つほど申し上げたいのですが、まず侵害の抑止という観点に着目しますと、特許権の特殊性に鑑みれば、特許について特許発明の貢献している利益の吐き出しは十分あり得るのではないかと思います。それは侵害者のほうは自身の利益であるだけに予測可能ですし、特許による貢献という限度をかぶせておけば小さな特許が大きな製品の中にあるというだけで過大な賠償になることも防ぐことができると思います。ただ、そのような特許発明の貢献に関する証明責任を特許権者でよいのかということ、推定の適用を受けるための要件の立証が困難では矛盾してしまいますので、そこは侵害者に課した方がよいと思いますが、ともあれ特許権という特殊性に鑑みて、あるいは損害賠償制度とは言わないほうがよいかもしれませんけれども、何らかの金銭的救済という点では侵害利益に着目し、特許発明の貢献した限度でその返還を認めるべきではないかと思います。現行法では、それが推定規定に止まっているために、少なくとも代替製品も含めて特許権者が不実施の場合に推定が適用されないという現況は変更の余地が十分にあるように思います。

それからもう一つはやはり実施料相当額と呼ばれた制度についてです。既に今日御紹介していただきましたように1998年改正でそれまであった「通常」という文言をとったわけですね。したがって、立法上は通常というか、一般の契約上のライセンス料よりも高くしてよいことになっているはずですが、実際に裁判例でも、私は侵害プレミアムと呼んでいますが、少し高めのをきちんと出しているものも少なくないと思うのですが、ただそれがきちんと世間に浸透していないのであれば、どうしても裁判に行く紛争は数が少なく、和解等によって解決するほうが多いのだとすると、そこでの算定にきちんと現行法の趣旨が伝わっているのかということが問題です。もし伝わっていないということであれば、明文化するという意味でも立法したほうがよいのかもかもしれません。

あともう一つ、その意味でも大事なのがマインドセットの問題だと思っていて、少し細かい話かもしれませんが、呼び方が前から気になっているのですけれども、確かに条文上、受けるべき金銭の額、「実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額」と書いて

であって、そちらの「相当」を読んで「実施料相当額」と日本では呼んでいるのですが、諸外国では、これはむしろ「reasonable royalty」という英語に対応する語がそれぞれの国の言語で呼ばれています。それを翻訳すると「相当実施料額」になるのですね。それで、実はこの呼び方の違いによってはかなり賠償額のイメージも違ってくるのではないかと前から思っています。つまり実施料に相当する額という言い方をした場合、実施料というのは契約における実施料でそれに相当する額が賠償額となるのだというように世間には伝わりやすいように思います。それと、侵害の状況を勘案した「相当な」実施料額という言い方とでは、大分、受け止められ方が違うのではないかと思っています。そのような次第で、むかしから、さりげなく「相当実施料」と私は呼ぶことで自然な変化を期待したのですが、余り浸透しないので、最近は今日のように明示的にこのように違うと言おうとしています。検索をかけると、ついに相当実施料額と言ってくださる判決も出てきております。これは別に法改正の問題ではなく、むしろマインドセットの問題なのですが、1998年改正法の趣旨を浸透させるためには、少なくとも実施契約における実施料と同じ金額になるわけではないということを明らかにする資料の出し方もあるように思いました。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございました。

活発な御意見をいただいておりますが、御質問でも御意見でも結構ですから、では、吉井委員、お願いいたします。

○吉井委員 こういった議論は損害賠償の問題は損害賠償の問題、証拠収集は証拠収集と分けて考えがちですけれども、私どもの会社は実はアメリカとドイツと日本で訴訟を行っております。肌感覚で感じるのは、賠償額が多い、少ないの問題よりは立証の、証拠収集のしやすさがすごく大事だと思います。それが原告、被告にとってフェアかどうかということ、そういった観点から見るとやはりアメリカのほうがe-Discoveryの観点から力の弱い人間も、あるいは証拠収集能力のない人間でもお互いにディスクローズして情報の対称性が生かされてくる、そういったプロセスがあるからこそアメリカではダメージエキスパートといって損害賠償を算定するプロフェッショナルがいて、裁判所もそれを認めている。その前提としてはやはり情報がしっかりとお互い開示されているということだと思います。そのため、私どもが感じるのは、賠償の額の問題はそれはそれでありませうけれども、まず証拠収集の手続、そこが一番大事ではないかということです。その問題が解決しなければ、いかに賠償の問題で良い規定ができたとしても、それを立証するプロセスが大変だと意味

がなくなってしまうので、つくづく証拠収集の手續の問題をしっかりと議論して、お互いにとってフェアな方法を考えることが大事だと思います。設楽委員のドイツ型というのは現実論としてはよいと思っております。

アメリカは今の話だとすごく情報の対称性という意味で良く聞こえますけれども、また行き過ぎたことも感じます。e-Discoveryの一環で Deposition といって、私なども社長ですからその対象になりますけれども、特許の権利侵害の論点よりも社長がいかにかいい加減な人間かとか、そういったところを引き出すような質問を延々してくるわけですね。陪審員を意識して、陪審員に対して原告のイメージを悪くするようなことに延々時間をかけるといった行き過ぎたところまでいってしまうのもまたアメリカの少々病理的なことです。やはり当事者主義がそこまで行ってしまうと非常にコストがかかります。弁護士の費用よりも e-Discovery のほうがかかってしまう。日本の場合は職権主義でレベルの高い方たちが判断されるので、そういったものを基本的にしていったほうがよいと思っております。

○玉井委員長 いかがでしょうか。杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 弁理士の杉村でございます。

証拠収集につきましては先ほど川上制度審議室長より御説明がございましたように、平成30年に改正がされておりますので、今後施行されて侵害論に関して証拠収集が現状より容易になることを期待しているところです。一方、この平成30年改正を見ますと、専門委員の関与という意味での専門委員はどちらかという技術的な事項に関与する委員でございますので、以前の議論では、損害論に関する証拠収集については深く議論していない状態ではなかったと思っております。侵害論の証拠収集については、多くの委員の方がおっしゃっていらっしゃるように、方法やプログラム関連発明など、証拠収集が難しい現状がありますので、更なる証拠収集の強化を図っていただく方向がよいではないかと思っております。平成30年の改正もございしますが、文書提出命令を裁判所が発令したとしても、それでも証拠をなかなか提出しないという場合に、先ほど設楽委員からも御示唆ございましたように、ドイツのインスペクションのようなものを少しモディファイしていただいて、日本版のインスペクションをこの委員会で議論していただいて導入していただくことを前向きに考えていただければよいのではないかと考えております。またドイツ型のインスペクションにおきましては、設楽委員からも御説明がございましたように、ドイツでは提訴前のインスペクションが盛んに行われておりますが、果たして提訴前のドイツ型のインスペクションについては日本で導入するのがよいかどうかにつきましては、私の今までの実

務の経験上はなかなか難しいのではないかと考えておりますので、まずは提訴後の導入について御議論をいただけると実務家としてはありがたいと思っております。

それから損害賠償についてでございますが、まず適正な損失の填補が図られる仕組みになっているのかどうかを検討すべきではないかと考えております。裁判所は、我々代理人や当事者が出した証拠に基づいてしか判断していただけませんので、権利者側といたしましては、裁判所から侵害であると侵害心証が開示されている被告側から、きちんと適正な損失の填補ができるだけの証拠が出されるように強化していただきたいと思っております。平成30年改正は、侵害論における専門委員の関与という技術的な観点からの証拠収集の強化が図られております。専門委員は、ある意味、技術的な点における鑑定人のような場合もございます。損害論においては、計算鑑定人が関与した場合には、「計算鑑定人に説明しなければならない」との規定がございますが、計算鑑定人を更に活用できるように強化していただいて、必要な証拠を全部提出させるような規定、適正な損失填補が図られる証拠収集に関する規定を御議論いただきたいと思っております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

では、山本和彦委員、お願いいたします。

○山本（和）委員 それでは、事務局提示の論点それぞれについて若干のコメントをしたいと思っております。

第1点で現在の知財紛争処理システムの現状という点であります。私自身は前期のこの会合の第1回でも申し上げたこととありますが、日本の現在の民事訴訟法の最大の問題の1つはやはりこの証拠収集の問題であると認識をしております。この点は設楽委員などと全く同じ見解です。民事訴訟法はこの間、平成8年の現行民事訴訟法の制定、あるいは平成15年の改正等で証拠収集の手続を充実してこようとして一定の成果を上げていることは事実でありますけれども、まだ諸外国に比べて必ずしも十分ではないということは否めないと思っております。知財においては先ほどから出ている証拠の偏在の問題やその争点の専門性から、民訴全般の問題がいわば拡大した形で現れてきているというのが私の認識でありまして、ここは何とか改善を図っていく必要があるだろうと思っております。

具体的に②の点でこういった仕組みが考えられるかですが、米国のディスカバリー型というのももちろん考えられていて、一定程度私もそれを目指していくべきだと思っておりますが、非常にハードルは高いと十分に認識をしております。もう少し緩和された

形、英国の例えばディスクロージャー的なもの、アメリカのディスカバリーも最近、少しそちらのほうに移行しつつあると私は認識していますが、そういったもう少しマイルドな方向を考えるとということもあるかもしれませんが、恐らく中心的な論点は今まで皆様がお望みになっている査察という制度を日本的にどのように導入することができるかであると思います。これまでの議論で私の承知している限り、例えば裁判所の検証と鑑定を組み合わせたような形でできないかというモデルも提示されていたと思いますし、それから執行官を活用するのは確かに考えられるところで、不動産競売においては執行官の現況調査と評価人の評価を同時に行う形にして評価人が現地に立ち入って評価をするという、この評価人の評価は法的性質としては鑑定であると言われておりますので、そういったものをモデルに考えていく。ただ、民事執行と民事訴訟では基本的なスキームがやや違いますので民事訴訟の弁論主義的なものの中にそれをどのように組み入れていけるかは理論的に1つの問題になろうかと思いますが、考えていくには値する問題かと思っております。

それから第3点ですが、正当な秘密を相手方に対して開示させない形で証拠調べ、証拠収集を行っていくことは必ず必要と思っておりますが、それをどのような形で実現するかであると思います。今のような査察的な、これは一種の鑑定の前提資料の収集制度だと思っておりますが、それについてインカメラ的なものを導入することは1つ考えられると思っておりますし、ここに掲げられているアトーンズ・アイズ・オンリーもあり得ると思っております。ただ、日本ではこの場合、必ず本人訴訟がありますので、本人訴訟の問題を考えていかなければいけないというやや高いハードルがここにあると思っております。我々もこれまで民事訴訟で弁護士訴訟に適合した制度を作ろうとしたところ、本人訴訟はどうするのかという反論が必ず出てきて、それにうまく答えられずに潰れた制度を幾つか見てきておりますので、そのハードルをどのようにクリアするかは考えていただく必要はあると思っております。

それから4番目の侵害事実の確認後の損害賠償額の確定の問題ですが、確かに侵害事実が確定して違法性があったことを前提にすれば、その後、相手方の情報開示の範囲を広げるのは理論的に十分正当化はできると思っております。実際やや遠い例ですが、消費者裁判手続特例法という消費者庁が作った日本版クラスアクションというのがあるのですが、それはまず最初に相手方の事業者の違法性を確認して、その後、消費者の損害を確定する第二段階の手続をするわけですが、その段階では事業者側の情報開示の範囲を少し広げるような措置をとっています。顧客情報とかも消費者団体に渡さなければならないという制度を置いておりまして、理論的にはそういった枠組みで情報開示させて和解、あるいはADR等で

合意により紛争を解決していくスキームは合理的なものとして確かにあると思います。

それから⑤は、これは主として実体法の問題で私がコメントする限りではないのですが、これまでの議論の中では先ほど田村委員が指摘された利益吐き出しの点は、かなり私は議論がされてきているから煮詰まってきているような気がしております、いわゆる準事務管理というその名称自体、民法で議論があるところですが、そういった準事務管理的考え方というのは実体法上はかなり受け入れられていて、私の記憶では本日は御欠席ですが、山本敬三委員もこの委員会の場でそういった考え方はあり得るのではないかという御指摘をされていたように記憶しております。もしそういったことが受け入れられるのであれば、理論的にはそういった形で見直していくということは十分ありそうな感じがしております。

私からは以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございました。

一般法理の側から応援をいただくと大変心強いところがございます。他の委員、どんなことでも構いませんが、御意見を、では、山本貴史委員。

○山本（貴）委員 これはかなり古くから議論されていることで、私も正直、どの委員会で話をしたかも覚えていないぐらい古い話です。そのときには中国や韓国が3倍賠償を導入してもやはり日本は検討もしないのですかという議論はさせていただいて、今日の資料にあるように中国や韓国は、まだスタートはしていないかもしれませんが、そういった議論がされているというところかと思っています。何かというと、日本が本当にイノベーション立国を目指すのであればやはり知的財産の価値は高くなっていかなければいけない。そういった意味では訴訟の、3倍賠償をやればよいというものではないとは思っていますが、訴訟というものがどういった形で、もちろん当事者同士はそうですが、第三者から見られるかというのは非常に重要だと思っています。

私はどちらかというと意見というより質問なのですが、もし現行制度でよいのであれば、まず日本で裁判をやってみよう、諸外国同士もということで裁判は増えているはずですよ、日本での。それはどうなっているのかとか、やはりそうであれば日本で特許を出す価値は高いわけで、海外企業の日本での出願は増えているはずですよ。というのはどうなっているのかということですか、あるいは日本での裁判例が諸外国の侵害訴訟で引用されるようなことが増えているはずですが、そういったことというのはどうなのかというようなことはちょっとお聞きしたいというところがございます。

あとは結局今までの議論は、これは訴える側なのか、原告側なのか被告側なのかどっち

の立場で見るかで賛成、反対がいつも変わってきて、どうも今まで産業界は訴えられることを前提に考えられることのほうが多かったような気はしています。私が危惧しているのは、日本の産業界が海外でどんどん訴えられて3倍賠償、懲罰的でなければ3倍ではないのかもしれませんが、高い金額の支払を求められて、日本ではなかなか戦う武器がないみたいな話になるように捉えられないのかどうかという、要するに産業界の意見は少しお聞きしたく、非常に重要だと思うのです。産業界が皆反対と言うとまた多分同じような結論になる気もしていますし、あとは法制局ですかね、反対だと今までお聞きしてはいたのですが、その辺りのコメントもいただきたいというのが個人的な意見でございました。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

幾つか御質問、問題提起いただいたうちで、外国からの日本への特許出願件数が増えているかどうかというのは特許庁としてはよく分かっておられるのでしょうか、あるいはそういう統計はないということなのか。

○川上制度審議室長 全体の数字というより、外国籍の企業が例えばアメリカ、ヨーロッパには出願をしているけれども、日本には出願していないという統計をとったときに、そういった数は増えているのです。これは訴訟との関係をどのように捉えるかは多分様々な見方があるとは思いますが、やはり今まで例えばアジアでどこかに出願するのだったら日本だったという、そういった外国籍企業が今は中国に出願をしているとかそういった声も聞きますし、そういった傾向には現れているとは認識しています。

○玉井委員長 外国企業同士の特許権侵害訴訟が日本で多いのか少ないのかということ、それは統計はなかなかございませんか。

○川上制度審議室長 そういった統計自体は恐らく余り見かけたことがないので多分とっていないのだらうと思います。実態として外国企業同士が日本で訴訟しているというケースは余り聞かないと私自身は認識をしておるのですけれども。

○玉井委員長 どうぞ。

○設楽委員 その訴訟の数の関係は、つい最近のものは分かりませんが、大体特に増えてもいないし特に減ってもいないと聞いておりますが、損害と訴訟の数の関係で言いますと、ドイツは損害についてはむしろ日本よりも少し低いぐらいだと思います。その代わり差止めは迅速に認める関係もあって、EUでは一番訴訟が多いと言われております。そういった意味では日本も差止めについてはドイツと同じような立法になっていますので、差

止めは特許権者にとっての1つの大きな目的になると思います。したがって、損害の額云々という議論は訴訟の数と余り関係がない気がしております。ただ、先ほど申し上げましたように方法の特許とか工場内の大型の装置とか、あるいはコンピュータソフトウェア特許、こういったもので訴訟を起こすとなるとなかなか証拠がつかみにくいのが現状ですので、その辺で制度改正をしていくと訴訟の数も増えていく可能性はあるとは思っております。

○佐藤委員 1点補足、よろしいですか。

○玉井委員長 はい、どうぞ。

○佐藤委員 外国の企業が当事者になっている事件の統計は承知しておりませんが、実務的な感覚で申しますと、外国企業が当事者になっているものは珍しくないといえますか、むしろ比較的多いと思います。また、例えば外国系の企業同士が争っている事案などもありますので、そういった意味では日本が法廷地として選択されているかどうかは別にして、外国企業が当事者になっている事件は少なくないというのが実務的な感覚です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

どうぞ、藤田委員。

○藤田委員 先ほど皆さん、各委員の方々が証拠収集手続について査察制度のようなものを導入することによって例えば方法の発明とかそういったものの立証が容易になるのではないかとおっしゃっていたと思うのですがけれども、そういった査察制度自体を導入することはよいと思うのですがけれども、ただそれを導入することによって本当に訴訟の数が増えるか、有効に使えるのかについては疑問を感じる部分があります。例えばアメリカでもディスクバリー制度がありますけれども、私、化学業界におりますけれども、頻繁に訴訟が起こるかといったら、実際は我々はそのままで訴訟に巻き込まれることはないのが実態で、やはりある程度の確からしさというか、侵害を恐らくしているだろうという状況が推測できない限りは訴訟につながることはないと思います。証拠収集手続の強化自体はよいことだと思いますけれども、実際、それによって訴訟するようになるのかはまた違うような気がしております。これはあくまでも私の意見ですがけれども、そう思っております。

ただ一方で、我々、特に実施するとき、製造するときはコンプライアンスが結構厳しくて、他の会社の特許権などはよく調べてはいるのですがけれども、ただ今後、IoT 特許みたいなものが出てきたときに、実際、我々化学業界もそういったものに巻き込まれていく可能性があるのは非常に懸念しています。一番考えていただきたいのは製造する者が損をする、もう製造しないほうがよいと思わせる制度にはなってほしくないと感じております。

あと一点質問させていただきたいのが、ドイツなどで査察制度というのがありますけれども、そういったものがあるにもかかわらず、過去の資料を拝見させていただくと欧州などでは賠償額もそこまで高くなかったように思うのですけれども、この辺はどういうことなのかというのをもし御存じの方がいれば教えていただきたいと思うのですけれども。

○玉井委員長 その点は事務局からお答えをいただけますでしょうか。

○川上制度審議室長 ドイツの場合については先ほど御説明したように二段階訴訟になっていて、実際の判決の中でどれぐらいの賠償額が出ているかというのは、非常にサンプルが少ないのでなかなか比較が難しいという面はあろうかと思えます。ただ、ドイツは賠償額がアメリカのように高いかと言われると余りそういった話も聞かないので、多分そこはそうではないのだらうと思えます。他方でドイツの裁判に対する満足度、魅力度は高いというデータもございますので、どういった形でドイツの訴訟が魅力度を高めているかはよく分析が必要ですし、この場でもその辺を含めて御議論いただければと思います。

○山本（貴）委員 少しそこをお聞きしたいのですけれども、ドイツはこれで二段階で和解になったものは公開されていないわけなのですね。そのため分からないというのが実態なのですね。ちなみに、訴訟にかかる費用の負担配分はドイツはどうなっているのですか。

○川上制度審議室長 聞いているところでは、ドイツは敗訴者負担の形をとっているということなので、それもあってこの二段階訴訟の中でのなるべく早く和解で解決しようというインセンティブにもつながっているという面が多分あるのだと思います。

○山本（貴）委員 分かりました。

○玉井委員長 浅見委員、お願いいたします。

○浅見委員 設楽委員などから御提案がありましたように、証拠収集手続の拡大について具体的に議論していくことについて賛同いたします。

私が問題点として感じましたのが、アトニーズ・アイズ・オンリーについてです。日本で代理人のみが秘密情報を閲覧できることになると、今後、裁判所の文書提出命令に対して、その提出を拒む正当な理由があるケースが減って、営業秘密が開示されやすくなるのではないかと考えております。その一方でアンケートの結果ですが、18ページの上のまとめとしては、「秘密保持命令を受けた代理人等であれば営業秘密を開示してもよい」という意見は多い」と書かれているのですが、個別に見てみますと、上から3つ目で、秘密保持命令を受けた相手方代理人であれば開示してよいというのは、弁護士は3分の2ぐらいなのですが、企業は35%で、多いとは言えないという気もいたします。秘密保持義務

に違反した場合には刑事罰が科されることもあるかとは思いますが、秘密保持義務に違反したことを立証することが難しいという側面もあると推察しております。企業が何を懸念されているかを明らかにしていただいた上で、秘密保持命令を受けた代理人に制限することについて議論していただければと思います。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

様々な点で充実した御議論をいただいておりますが、他に何かございませんでしょうか。中畑委員、お願いいたします。

○中畑委員 業界的なお話になってしまうかもしれないのですが、そもそも今回の資料のタイトルにもあるように、知財紛争処理システムというシステムである以上、万人が使う前提であるべきと思っています。なぜこのような当たり前のことを言うかという、私、現在、ドローンファンドというドローンのスタートアップに特化したファンドの出資先の知的財産を横串に見るというそういった会社をしております、普段接する方が20代、30代のCEOのスタートアップばかりなのですね。スタートアップにおいて投資家や株主から類似サービスがあれば、あれはどうなっているのだと厳しく質問され、かつ少ないリソースの中で知財をちゃんと守らなければという葛藤の中で日々活動をされているのですが、やはり昨今AIやブロックチェーン、当然ドローンの制御技術のソフトウェアが出てきて、そもそも相手と同じようなことをしているかどうかどうすると分かるかというのを最初から割と諦め気味な方が多い。そこにリソースを費やすぐらいだったら他にすることがあるだろうということです。そのため、先ほどの証拠収集で査察や文書提出のところ、少し関連するのですけれども、確かに証拠の収集という意味ではなかなか立証困難なところで何かしらのケアがあったほうがよいとは感じております。ただ、訴訟前と訴訟後の査察とか文書の提出というのがあったと思うのですけれども、訴えを起さないとできないのであれば、まず訴えるというハードルがすごく高いと思うので、やはりそこは訴えのハードルを下げるのか、また訴えなくても何か別途の方法で、少なくとも相手は何らか似たようなことをしていると分かるような仕組みが彼らには必要とは感じました。

もう一点、個人的なことではあるのですが、制度が変わったら訴訟が積極的に活用されるのかということと、当然スタートアップも、今のは原告側の話ではあるのですけれども、当然被告になることもあり得ますので、その辺のバランスについてはやはり慎重に検討しながら制度は作られるべきと思っています。スタートアップ業界は2018年

度には日本国内だけで4000億円ぐらいの資金が投じられて、資金調達の総額が4000億円あるのではないかとされています。そのため、一つ一つは小さいかもしれないですけども、声を傾聴に値すべき業界であると言申し上げさせていただきたいと思います。

○玉井委員長 ありがとうございます。

スタートアップの話で言うと、スタートアップが通常は原告になることを想定しているけれども、これで訴訟が使いやすくなると被告になることも増えるだろうということでございますね。

○中畑委員 そうですね。それはスタートアップに限らないことではあると思うのですが、余りにも簡単になってしまうと、例えば証拠収集にしろ、査察にしろ、訴訟提起前に逆いきなり会社に来られて、資金調達の大事な時期にというネガティブなニュースが出てしまうことも当然あり得ますので、その辺りのバランスはすごく難しいと今回のテーマの中で思っておりました。そのため、ここは私ども試行錯誤しながらですが、少しその辺りも含めてより良い制度ができればよいという、ちょっと要望にはなってしまうのですが。

○玉井委員長 ありがとうございます。現状はスタートアップとしてはいわば持っている財産で一番大事なものが知的財産であるというように状況があるわけですね。

○中畑委員 そうですね。そちらについてはベンチャーキャピタルの方々によく言われるのですけれども、スタートアップである以上、売上は当然少ないですし、プロダクトも未完成ですよ、では何で評価するのかという、1つはそこにどういった人が集まっているのかという人材を見ます。ただ、人材は当然流出してしまいますし、初期のころだとやはり辞めたというのも当然あります。ただ、知的財産はその会社に帰属している財産ですので、技術があってそれがきちんと守られているというのであれば投資がしやすいのですね。この辺りは実際の投資の担当者からも聞かれるので、そこでやはりうまく活用されているスタートアップの方は多くいるかと思います。最近増えてきたと感じています。

○玉井委員長 差し当たり原告になることを想定していて、虎の子の知的財産がきちんと評価されているということであればスタートアップも利用しやすいということですね。

○中畑委員 そうですね。そして利用もしやすくなると思います。一方で訴訟が簡単になるということは訴えられるのも簡単になるということ、彼らは当然理解できる人たちなので、より今まで以上にクリアランスや他社のものに抵触していないかどうかについての意識付けにもつながると思います。

○玉井委員長 ありがとうございます。その辺りの現場感覚は私ども大変疎いところで

すので、この場でいろいろと教えていただけるとありがたいと思います。

○中畑委員 お願いいたします。

○玉井委員長 佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 裁判所という立場でございますので、制度論については特に意見を申し上げる立場にはなく、主に運用に関して申し上げたいのですが、証拠収集についての新たな制度を設ける場合に裁判所としてぜひお願いをしたいのは、実態を踏まえて、先ほど辻居委員からもございましたように、要件と手続を明確化していただければありがたいと思っております。実際、実務をやっておりますと、例えば方法の特許の話がございましたが、工場における一連の製造の流れがあるわけですが、その中で特許の構成要件となっている部分と、それからノウハウとして企業が非常に大事にしている部分が不可分一体になっていることがございまして、そういった意味では例えば執行官が専門家と一緒に現場に行き、その場でここは特許の構成要件に関わる部分、ここは営業秘密に関わる部分と区別できるかということなかなかそれは難しいところがございます。そういった実態を踏まえて手続、あるいは要件を考えていただければ、裁判所としては非常にありがたいと思っております。

それから先ほどドイツの2段階訴訟の概要が13ページにございましたが、これは紹介でございすけれども、日本の場合は特許侵害訴訟の場合にはまず裁判所が侵害論の議論をいたしまして、そこで侵害かどうかの心証を示します。通常はその後、裁判手続内の和解手続ということで和解の話が進んでいく、その過程で和解をすることが多くございます。ドイツも一定の判断をした後で和解をされているということだろうと思っておりますけれども、日本でも同じような形で行われることが多いということです。更に申し上げますと、当事者の選択によってはまず仮処分を起こしまして、差止めを求め、その後で本訴で損害賠償を行うこともございますし、まず本訴で差止訴訟を提起して、そこでまず差止めで製品を止めた上で損害賠償を後で起こすという事件も実際にございます。そこは現在の法制度の下でも訴訟代理人の訴訟の選択といいますか、依頼者の御意向を踏まえた様々な方法が可能になるということがございます。

最後は蛇足でございすけれども、19ページに認容された賠償額に納得したかどうかというところがあります。これは裁判所として何も申し上げる実情にはないわけですが、ただ日本の場合は102条の2項請求が多くございすので、訴えられる側は自分の利益がどれぐらいかということはある程度予測がつくわけですが、ところが、訴える側は損害論に入ってみないと売上は分からないということが多く、特許権者側の期待値が非常に高い事案

がございます。それが実際に損害論に入って売上を見てみるとこの程度だったのかということがあって、そういったことも多少は影響しているという感じもします。賠償額自体はやはり裁判所が賠償額をコントロールするというよりも、最後は売上がベースになりますので、売上が高い企業を訴える、そしてそれが侵害になるということになりますと高い賠償額になりますし、売上が低い場合にはどう頑張っても低い賠償額になる。そういった意味では訴えられている特許に関するマーケットの状況とか被告側の営業状態が実質的にはかなり損害賠償額に影響しているのではないかと感じております。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。

2点ございましたけれども、1点目の証拠収集のところは実際にどう動いていくかということは本当に裁判所のお知恵を借りないと全く予想がつかないところがございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。また損害賠償のほうについても実態を踏まえた御指摘、どうもありがとうございました。

はい、では、高橋委員。

○高橋委員 この知財紛争処理システムを検討した結果、仮に新しい制度を導入したとします。それによって訴訟の数が増えるかどうかや、損害額が高くなったり安くなったりということもあるのかもしれないのですが、私はむしろ納得性のことのほうが重要だと思っています。数が増えるかよりも、やはり被疑侵害者のほうに証拠が偏在していて権利者の立証負担が重い、限られた証拠の中で判断される、というのはやはり不満の根底にあると思うのです。今回の結果、数が増えること、額の増減ということよりも、結果的には価値評価が適正になされて、その両当事者がある程度納得する、もしくは不満が減っていくことがゴールかと思っています。

そうだとすると、ある程度予見可能性が増えてくればくるほどやはり価値評価について、自分の特許の価値はこれぐらいだったのかという予見可能性が高まれば、自分の財産はどれぐらいの価値かという判断もしやすくなって、更には投資にも影響があるのではないかと思います。もちろん先ほど中畑委員が言われたように権利者にもなり得るし被告にもなり得るので、その数がどうこうというよりも私は質のほうが大事だと思っています。その結果、自分の権利の価値評価がよく分からないという、例えば1審と2審で随分と認定された損害額が離れているのはなぜなのかということではなくて、ある程度大体この範囲というようなことが分かることが大事ではないかと感じております。その結果、例えば裁判を起

こす前にも大体これぐらいということが分かり、訴訟を起こさなくても自分の持っている知財の資産の価値がある程度評価できる状態に持っていくが、ある意味ゴールに近づくと私は考えています。

○玉井委員長 おっしゃるとおりだと思います。件数が増えること自体が目的ではもちろんあるまいと思います。

では、まず長谷川委員。

○長谷川委員 利用者側の中小企業ということで、私どもは100名足らずの小さな木工機械メーカーなのですけれども、創業者が創業したときから世の中にないものを作ろうという、そういった考え方でものまねはしないと、徹底的にそういった考え方で65年続けております。そのためには人材教育から、非常にお金のかかる設備を用意したり、工場を作ったりといったところに力を入れて新しいものを作るように頑張っております。その経営を引き継いでいるわけですけれども、この先、私としてもこのままでよいのかという不安も当然あります。今までは右肩上がりであったのでしようけれども、不安がある中で、何の保証もない新しい機械を20年後ぐらいに売れるだろうと思って考えて作るわけです。その中で守ってもらえるのは特許法しかない、私は感じております。事実この65年間、この特許庁さんに守ってもらって弊社は経営できていたと、今もそう思っております。

その特許法自体が安定感のある安心したシステムになっているか、こういったものであるべきかは、私もここで考えさせてもらっているのですが、私が経験した中で2点意見があるのは、1つは証拠収集です。今、話が出ていましたけれども、設楽委員もおっしゃられた査察などは非常によいと思います。私の経験の中で原告として行ったときに、私どもの機械は非常に大きな機械で、工場の中に1つ入れればよいぐらいな工場ですので、そこに先方の機械が入った場合にうちの社員はそこに立ち入ることは全くできないので、原告として訴えようと思ってもその情報について詳しいことは全く分かりません。このため、何か方法がないと提訴したにしてもその後、動きようがなく非常に困りました。文書提出命令もしましたけれども、これもなかなか難しいです。そういった意味において査察をどういった形であるかは分かりませんが、秘密保持のことだけ考えれば今よりはずっと良くなる、利用者側としても、当然逆に被告にもなることもあるとは思いますが、提訴後であれば今のところはそれでお互い、フィフティ・フィフティではないかと思えます。

あともう一点、損害賠償の額の話ですけれども、これは最初にこういった話を聞いたときから少し私の感覚でおかしいと思うところがあるのは、故意であるか過失であるかとい

うところでございます。これは例えが違ふかもしれないですけども、故意は、物を盗ってしまつた、盗んでしまつた。過失は、そこにあるものをたまたま瓶を落として割って、ごめんなさい壊してしまいました、お金を払いますということと、故意で盗つてお金、実施料相当を払ふことは、全く違ふと思ひます。特許は実態が分かりにくいということで刑事罰もなかなかないところらに書いてありますが、何らかの方法で、懲罰的でもよいので、故意か過失のどちらになるのか、故意は故意、過失は過失としてそういった損害賠償額ははっきり分かるようなシステムがよいのではないかと思ひています。特許制度を利用していく上で、先ほど高橋委員もおっしゃられましたけれども、納得性と安心感がある特許システムであつて欲しいと思ひますので、ぜひそうなるようによろしくお願ひいたします。

○玉井委員長 ありがとうございます。その点はまたいろいろ御議論があるかと思ひます。

では、飯田委員、お願ひいたします。

○飯田委員 大学の知財管理をしている立場から申し上げたいと思ひます。ほとんどの大学では自らの特許について侵害されていると分かつたとしても、立証負担があることと訴訟費用の問題等から、訴訟を提起するということはほとんどなされず、警告文を出す程度で終わっていることが多いといわれています。そこで、知的財産紛争処理システムについては、大学や中小企業等を含めて多様な立場にとって、利用しやすい知財紛争処理システムとなることを願つております。

先ほど浅見委員からお話があつた営業秘密のところの開示者をどこまでにするかについてなのですが、先ほど来お話がありますドイツやイギリスのシステムでは、実際、営業秘密の保護をどのようにされているのでしょうか。もし情報がありましたら御教示いただきたいと思ひます。

○玉井委員長 ありがとうございます。

○川上制度審議室長 営業秘密の保護について、例えばドイツの場合ですと査察の報告書、これを裁判所に提出して、それを申立人に開示する前に、その前に被疑侵害者側とそれから申立人の代理人ですね。これを交えてどこまで申立人に開示するかという議論が行われる制度になつていて、それで営業秘密の保護と立証のための証拠収集とのバランスが図られていると承知をしています。

○玉井委員長 ありがとうございます。

司会の手際が悪くて少し時間が押しておりますけれども、初回としましては様々な論点が出まして、御意見をいろいろと伺うことができて大変良かったと思ひます。

②知財紛争処理システムの見直しの検討課題に対する提案募集について

○玉井委員長 では、恐縮ですが、次の議題に移らせていただければと思います。次の議題につきまして、「知財紛争処理システムの見直しの検討課題に対する提案募集について」につきまして、資料2によりまして事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○川上制度審議室長 それでは、資料2を御覧いただきたいのですが、近年、特許庁の審議会で様々議論するに当たりまして、その冒頭に広く様々な方々から提案を募集して、世の中にどういった意見があるかを効率的に集めた上でこの審議会の議論に役立てようという方法を取ることが多くございます。今回もこの初回が終わった後、できれば明日にでもそういった形で提案募集を開始させていただきたいと思っています。提案募集対象につきましては先ほどの資料1の見直しの論点に沿った形で整理をさせていただいております。提案募集期間につきましては大体1ヵ月ぐらゐを期間として確保したいと思っております。日本語と英語を併せて募集をかけていきたいと思っています。取りまとめしたものについてはまたこの小委のいずれかの回におきましてフィードバックさせていただいて、それを踏まえた御議論をまた進めていただければと思っております。

以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

今の事務局からの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではそのように進めさせていただければと思います。どうもありがとうございます。

そ の 他

○玉井委員長 それでは、以上で本日の議論を終了いたしますが、最後に今後のスケジュールにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 長時間、御審議ありがとうございました。次回以降につきましては本日御議論いただいた論点を踏まえまして、今想定しているのは関係者からのヒアリングなどを行いまして、年内の取りまとめに向けた御審議を引き続き行っていただきたいと思います。具体的な開催日程等につきましてはまた追って調整の上、皆様に御連絡を差し上げたいと思っております。

以上です。

○玉井委員長 では、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第25回特許制度小委員会を閉会いたしたいと思います。本日は御多用の中、長時間御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会